

神戸市児童家庭支援センター設置運営補助要綱

平成 12 年 6 月 30 日

保健福祉局長決裁

平成 28 年 9 月 1 日

こども家庭局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人等による児童家庭支援センターの設置及び運営並びにこれに対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、児童家庭支援センターとは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「法」という。）第 44 条の 2 及び児童家庭支援センター設置運営要綱（平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知、以下「設置運営要綱」という。）の定めるところにより設置される児童福祉施設をいう。

(設備)

第 3 条 児童家庭支援センターは、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室・プレイルーム
- (2) 事務室
- (3) その他必要な設備

2 上記の設備について、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障りない。

(事業)

第 4 条 児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
- (2) 児童相談所からの受託による指導
- (3) 区役所・支所の求めに応ずる事業
- (4) 緊急時等での受託による一時保護
- (5) 市民向けの講座や講演会、児童関係者への研修会等の地域の子育て支援事業
- (6) 児童問題に関する地域でのネットワークづくり
- (7) 里親等への支援
- (8) その他「設置運営要綱」に定める事業

(職員の配置)

第 5 条 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

- (1) 相談・支援を担当する職員（2名）

児童福祉法第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

(2) 心理療法等を担当する職員（1名）

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(児童家庭支援センター設置についての事前協議)

第 6 条 児童家庭支援センターを設置しようとする者は、第 7 条第 1 項に定める認可申請手続きを行う前に施設整備及び職員の配置、事業内容等について、市長に事前協議を行うものとする。

(認可申請及び届出)

第 7 条 児童家庭支援センターを設置する者は、事業の開始までに児童福祉法第 35 条第 4 項及び児童福祉法施行規則第 37 条第 2 項に基づき、市長に施設の認可申請手続きを行わなければならない。

2 前項の認可を受け、事業を開始した者は、開始の日から 1 ヶ月以内に社会福祉法 69 条第 1 項に基づき、市長に届け出を行わなければならない。

(補助の対象事業)

第 8 条 補助の対象は、前条第 1 項の認可を受けた者で、次の各号いずれかに該当するものとする。

- (1) 児童家庭支援センターの設置に伴う施設整備に関するもので、別に定める「神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の対象となるもの。
- (2) 児童家庭支援センターの運営に関するもの。

(施設整備補助)

第 9 条 児童家庭支援センターの施設整備補助については、「交付要綱」に基づいて取り扱うこととする。

(補助の金額)

第 10 条 設置運営要綱に基づく運営事業の補助については、別表 1 の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を予算の範囲内で交付する。

2 指導委託促進事業実施要綱（平成 10 年 5 月 18 日児発第 397 号厚生省児童家庭局長通知）に基づく指導委託促進事業の補助については、別表 1 の第 2 欄に定める額を予算の範囲内で交付する。

(補助の申請)

第 11 条 運営事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「運営事業申請者」という。）は、事業開始年度は第 7 条の認可を受けた後、その他の年度は毎年度当初、神戸市児童家庭支援セ

ンター運営補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 指導委託促進事業の補助金の交付を受けようとする者（以下「指導委託促進事業申請者」という。）は、神戸市指導委託促進事業補助金交付申請書（様式5号）を市長に提出しなければならない。ただし、児童福祉法第26条第1項第2号又は同法第27条第1項第2号に基づく指導委託を前年度受託したものに限る。

（補助の決定）

第12条 市長は、前条の規定に基づく申請があった時は、これを審査し、補助を適当と認めた時は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付決定書（様式第2号）、神戸市指導委託促進事業補助金交付決定書（様式6号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

（補助金の交付時期及び方法）

第13条 前条に基づく補助金は、毎年度原則として上半期（4～9月）及び下半期（10～3月）の2期に分けて交付するものとする。

ただし、事業開始年度及び廃止、休止等年間を通じて事業が行われなときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書きの理由により、事業が1年に満たない場合は、原則として事業実施月数（1月未満は1月とする。）に相当する補助金を交付するものとする。
- 3 前2項に該当する月割りの補助金の額は、1000円未満を切り捨てる。

（補助金の請求）

第14条 第12条に基づき神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付決定書、神戸市指導委託促進事業補助金交付決定書を受けた申請者は、神戸市児童家庭支援センター運営補助金交付請求書（様式第3号）、神戸市指導委託促進事業補助金交付請求書（様式7号）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第15条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は当該年度の補助事業終了後、又は当該年度の末日のいずれか早い日に、神戸市児童家庭支援センター運営補助事業実績報告書（様式第4号）、神戸市指導委託促進事業実績報告書（様式8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、その補助金に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、5年間保管しておかななければならない。

（補助金の支払い）

第16条 運営事業の補助金は、第14条の請求書を受けて支払うものとする。ただし、第13条第1項に規定する下半期の交付については、第14条の請求書及び第15条の実績報告書を受け、事業の実施状況に応じて支払うものとする。

- 2 指導委託促進事業の補助金は、第14条の請求書及び第15条の実績報告書を受け、事業の実

施状況に応じて支払うものとする。

(調査・報告)

第 17 条 市長は、必要があると認めるときは補助事業者に対して、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等調査し、必要な報告を求め又は必要な勧告、助言等を行うことができる。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けようとした時又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき。

(法令との関係)

第 19 条 事業を実施するにあたっては、児童福祉法、社会福祉法等関係法令の規定に従わなければならない。

(施行の細目)

第 20 条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

(施行の期日)

- 1 この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 12 月 17 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 20 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 19 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 29 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 23 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 7 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 5 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。